

広島地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 1 回
広島県電子部品、デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
議事録

令和 7 年 10 月 6 日

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和7年度第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年10月7日（火）12時54分～13時49分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

酒井部会長、平田部会長代理、三上委員

【労働者代表委員】

角委員、徳本委員、長安委員

【使用者代表委員】

池久保委員、木村委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、東賃金室長補佐、栗林賃金指導官

森川給付調査官、吉川労働基準監督官、渡邊労働基準監督官

4 議 事

（1）部会長、部会長代理の選出について

（2）広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について

（3）その他

議事

東補佐

それでは、少し早いのですが皆様おそろいですので、ただいまから第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の東が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名、計8名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月29日から10月3日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に本電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

東補佐

続いて、労働基準部長の木下より御挨拶を申し上げます。

木下労働基準部長

労働基準部長の木下でございます。

第1回広島県電気機械器具製造業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、業務御多忙の中、本日の専門部会に御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から賃金行政の適正な議事日程推進にひとかたならぬ御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げたいと思います。

さて、本年度の特定最低賃金の審議ですが、地域別最低賃金審議と改正必要性

審議にやや時間を要しました関係上、金額審議の日程が後ろ倒しとなっているところでございますが、無事開催の運びとなったところでございます。

皆様には繰返しになり大変恐縮ではございますが、特定最低賃金の審議につきましては、労使イニシアティブ発揮による関係労使の御協力、意思疎通、自発的な協力体制が何よりも重要でございます。なにとぞ 12 月 31 日発効に向けて円滑な御審議に御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

東補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

東室長補佐

ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

それでは次に、議事（1）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

檀上室長

御報告申し上げます。電気機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として平田委員が推挙されております。以上でございます。

東補佐

ただいま、賃金室長から報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

東補佐

ありがとうございます。部会長に酒井委員、部会長代理に平田委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。
しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

東補佐

それでは、酒井部会長、以後の議事進行をよろしくお願ひいたします。

酒井部会長

はい、ただいま、部会長に選出していただきました酒井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

できる限りスムーズな審議、進行を心がけてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願ひいたします。

栗林指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料ですが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。それとは別に、机上配付資料といたしまして3部ほどございます。「令和7年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」、「令和7年度特定最低賃金の改正申出状況」、「最低賃金引上げ試算表（66円から100円）」です。最後は「令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況」です。

特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本電気機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせて

いただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金について、を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本電気機械器具製造業最低賃金につきましては、配付しております令和7年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和7年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年9月4日の第565回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有りとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会で了承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和7年度広島地方最低賃金審議会の運営について、を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営にかかる基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の、「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、「全会一致の議決に至るよう、一層努力すること。」とされております。

次に、共通資料No.6、通し番号15ページを御覧ください。5月28日に運営小委員会を開催し、今年度の「特定最低賃金に係る審議の進め方等」について

審議していただき、「金額審議について、公労・公使の二者協議のほか、労使二者協議も選択肢に加えて審議を進める」旨の結論となりました。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.8、通し番号の28ページ、令和年6度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございましてこの表の左から4列目に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業がございます。

昨年、令和6年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額50円、時間額1,045円の答申をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

東補佐

続きまして、広島県電気機械器具製造業最低賃金にかかる各種の調査結果、統計資料等の概要について、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県電気機械器具製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものをお併せて添付しております。

別冊資料No.3、通し番号の33ページは、昨年の全国の電気機械製造業関係の最低賃金決定状況でございます。

別冊資料No.4、通し番号の34ページからは、広島県内で実施した電気機械器具製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、電気機械器具製造業については1人～99人規模の事業場の母集団から無作為に抽出した標本調査、いわゆるサンプリング調査です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和7年6月支払分の賃金です。

続いて、通し番号40ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となります。

次の41ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。

横軸が10円刻み(1,200円以上は100円刻み)の時間額、左縦軸がその賃金

帶に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

次の 42 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

次の 43 ページが電気機械器具製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

1 ページ飛ばしまして、45 ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額 1,045 円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号 46 ページが最低賃金引上げ試算表となります。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり、影響率を 1 円単位での変化を示した表となります。例えば、現行の特定最低賃金 1,045 円を 1 円引き上げますと 17.7% に影響が出る、1,046 円を下回ることになります。

その次に 47 ページが、平成 18 年度からの電気機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表です。

以上です。

酒井部会長

ただいま事務局から資料についての説明がございましたが、これについて何か御質問がありますか。

(質問なし)

酒井部会長

それでは、御質問がないようですので、ここで他府県の結審状況が分かれれば、事務局から御説明をお願いいたします。

檀上室長

はい、机上配付させていただいております「部内限」と書いております「令和 7 年度特定最低賃金の審議・決定状況」を説明させていただきます。

今日の午前中までに確認できたものを載せております。業種の中で、例えば「精密機械を含む」などの業種はここに載せておりません。また、直近の発効日が令和 5 年度以前のものも載せておりません。御覧のとおり、4 件ほど改定額が決定しております。いずれも全会一致となっております。一番右の欄に「必要性ありとならなかった」ものも載せております。

私からは以上です。

酒井部会長

ありがとうございます。それでは、広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、各側から御意見をいただきたいと思います。

意見表明の前に個別に協議する時間が必要ですか。

角委員

相談させてください。

酒井部会長

使側はいかがですか。

木村委員

時間をください。

酒井部会長

何分くらい必要ですか。

角委員

10分間。

酒井部会長

使側もそれでいいですか。

酒井部会長

では、10分経ったらお戻りください。

それでは、御案内をお願いいたします。

(各側個別協議)

酒井部会長

それではお戻りいただきましたので、審議を再開したいと思います。

ここで、各側から意見表明をお願いしたいと思います。

労側からお願いしたいのですが、よろしいでしょうか

角委員

それでは労側委員の角の方から意見表明させていただきたいと思います。

まず、この専門部会の設置をしていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

特定（産業別）最低賃金は、公、労、使がそれぞれの立場でイニシアティブを発揮し、県内の各産業に関わる基幹労働者への適切な賃金を設置する場であると私は認識をしております。特に我々の電機産業においては、大手から中小零細までそ野の広い産業構造となっておりまして、他の産業に比べて賃金格差の大きい実態にあることも事実でございます。

それ故に我々の運動論にもなリますが、この特定（産業別）最低賃金はセーフティーネットとしての役割は非常に大きい、大変重要な取組であると考えております。前段では広島県最低賃金が65円の引上げ、1,085円で改正されたことを受け、この結果を踏まえると、当然基幹産業の労働者の期待も大きいはずでございます。その労働者の期待に応えうるとともに、当該労使としての社会的役割、責任を果たしていかないといけないと考えております。

振り返りますと、近年この電機産業に関する特定最低賃金は、審議で使用者側委員の皆様にも御理解をいただき、他の産業よりも優位な額で結審をしていただいた経緯がございます。

その結果、金属製品あるいは自動車製造産業の最低賃金の背中が見えるところまで詰めてこられました。長年の我々の課題でございました金属他産業との格差は正が図られる成果であると思います。

改めて、各方の委員には感謝と敬意を表します。

以上これまでの謝辞と我々の思いを踏まえ、今次の審議における労働者側からの主張を、ポイントを絞って述べさせていただきたいと思います。

まず、この産業の環境認識を共有したいと思いますが、もはや言うまでもなく社会のデジタル化、最近では脱炭素実現への貢献、少子高齢化が加速し人材不足が深刻化する中、DXやAIといった新しい技術を活用したサービスの効率的な提供などが求められ、産業としてさらなる発展が期待されております。基幹産業の一端を担う我々産業の魅力を高め、優秀な人材の確保、就労の定着を図る観点からも、特定（産業別）最低賃金を、この産業にふさわしい水準に引き上げることが重要です。そこで広島県における電気機械器具製造業の足下の情報を共有したいと思います。事務局で御準備いただいた共通資料のNo.17、日銀広島の経済月報になります。その41ページ目に、生産の動向というパートがございます。ここには県内の各産業のいわゆる評価が書いてあり、(2)は生産の動向、ポイントになります。自動車は弱めである。はん用機械などは一部に弱めがある。電気機械は増加している。といった評価をいただいております。造船、鉄鋼は横ばいあるいは持ち直しといった評価で、電気機械だけが唯一好

調の評価をいただいております。そのことの御認識をよろしくお願ひいたします。

私もこの月報、過去に遡ってこの一年間のデータを調べましたが、長い間高い水準の評価をいただいておりました。次に、県商工労働局の広島県経済の動向、通し番号で 52 ページが表紙、鉱工業生産指数が、56 ページに鉄鋼、自動車、造船、57 ページに一般機械そして (5) に電気機械と、5 業種書いてあります。それぞれで見比べていただければ結構ですが、(5) 電気機械の鉱工業生産指数は、令和 2 年から令和 6 年までの 5 年間、指数 100 を超えおり、直近では 176 という指数をいただいております。前段の鉄鋼、自動車、造船等を見ていただきますと、指数 100 を超える工数はございません。電気産業だけが指数 100 を超えるデータとなっております。このことの認識をお願いいたします。すなわち、生産額、出荷額は、他の産業と比較して極めてウエイトが高いことがデータから見て取れると思います。

以上、私の方からは電気産業の金額改定に向けた主張と足下の経済環境について意見、共有をさせていただきました。

一旦はここまで主張といたしまして、この後審議の流れ如何では、本日第一回目の金額提示を考えております。まずは使用者側の皆さんのお考えを伺いたいと思います。

酒井部会長

ありがとうございます。

他の委員の方はよろしいですか。

いま労働者代表委員の方から御説明があり、皆様と一緒に聞かせていただきましたが、電機産業の環境についての説明、また、共通資料の 40 ページ、41 ページまた 56 ページ、57 ページ辺りからも電機産業の生産動向は増加しているという認識を、再度皆で共有させていただいたということでございます。

それでは、使側の委員から意見表明をお願いいたします。

木村委員

使側の方から一言、言わせていただきます。

いままでも、特定最低賃金は、地域別最低賃金があってその上にあるということで、必要性はないのではないかと使側からは言い続けてきていると思います。

それが第一、それと電気機械産業が把握できていないのですが、中小などは価格転嫁ができていないという実態がありまして、そのことについてどう取り組んでいくのかということ、それがうまくできない限りは中小の賃上げは非常

に厳しい状況だということがあります。その二点です。

大きくいまの二点が実態だと思っています。

今日の金額提示については考えていませんし、今日業界委員が欠席されていますので、ざっくりとした意見は聞いておりますが、金額提示までは無理だということで御理解いただきたいと思います。

酒井部会長

ほかの委員の方はよろしいですか。

ただいま使側の方からは、特定最低賃金は地域別最低賃金の上昇もあるので、特に必要ないのではないかという主張をいままでずっとしてきた。それが一つ目の確認で、もう一つは、中小・零細企業は価格転嫁ができていない実態があって、なかなか環境面が難しいのではないかということでございました。

金額提示につきましては、本日は業界委員が御欠席ですので、金額提示についてはできかねる、という御発言がございました。

何か、お互いにこの場で意見表明の内容について聞きたいこと、あるいは御意見がありますか。

角委員

あらためて確認といいますか、事務局が準備された机上資料にありました全国の結審状況、4道府県のうち北海道、大阪が地賃を上回る額で結審をしている。埼玉、兵庫も地賃と同額の結審をしていると思われます。

当然、我々もここを意識しながら進めていく訳でございまして、例年ですとやみくもに額を提示していたと思いますが、先ほどの打合せの場で、そういう額は提示せず実態に即した金額提示をしていく、また、使用者側の皆さんのお立場もあろうかと思います。この4県の一番称えたいところは全会一致で結審していることで、これを羨ましく思っておりました。我々もこうあるべきだと考えており、その熱意を込めて金額提示させていただきます。

それでは、労側から金額提示をさせていただきます。一つだけ運動論として申し上げます。我々、電機産業に属する企業の労働組合で括る電機連合という組織団体がございまして、この春闘の企業内最低賃金は20万円ちょうどまで到達しました。いわゆる高卒初任給イコール企業内最低賃金として、20万円となりました。時間給に換算しますと1,293円になります。これが我々の到達目標になりますが、一足飛びにこんな額を達成することは難しく、今後、計画的に水準改善を求めていきたいということになります。この場で金額提示をさせていただきますが、結論から申し上げますと、昨年の結審額1,045円に、引上げ額を68円として、時間給にして1,113円を提示させていただきます。この

68円引上げ、1,113円の根拠は、広島県最低賃金の引上げ額が65円、その引上げ率が6.4%になるかと思います。この6.4%を現行の1,045円に乘じますと1,112円となり、我々基幹産業の立場として、特定最低賃金の優位性という意味でプラス1円させていただき、時間額1,113円、引上げ額68円の金額提示をさせていただきました。

高まる賃上げの機運、先ほど申しました労働者の期待も大きいはずです。業績の下支えをしてきた労働者の協力、努力に報いるためにも、ぜひとも御英断と御理解をお願いしたいと思います。

以上金額提示になります。

酒井部会長

ありがとうございます。

いま労働者委員の方から金額提示をいただきました。その前に、当然特定最低賃金ですから、全会一致というところを意識していくのですが、それを考えていきたいということです。

それから、例年とは違い、段々数字を寄せていくという考え方ではないということでおろしいですか。

電機連合の高卒初任給というところの企業内最低賃金が20万円になっていて、将来の目標としては時間給1,293円を目指していきたいが、現時点では難しいということで、現在の1,045円を68円引上げて1,113円という金額提示をいただきました。

この考え方の根拠としては、県最賃の65円アップが6.4%引上げであったこと、それを現在の1,045円にかけると1,112円となり、それに優位性の1円を積んで1,113円という御主張でございました。

本日は使側の方からは金額提示はないということですが、いま労側のお話を聞かれて何か御質問や御意見はございますか。

木村委員

特にないです。

長安委員

先ほど労側より金額提示させていただきました。私たちも審議会をやみくもに引き延ばすといった考えはありません。しっかりと現状を見据え、最低賃金とはいかなるものかということをしっかりと話したいと、とりわけこの審議会は電機産業に関わる部分ですので、電機産業の足下の状況を踏まえて2回、3回目の議論をしたいと思います。先ほど使側の方から特定最低賃金と地域別最低

賃金の必要性というのがありました、特定最低賃金は、先ほど御説明があつたとおり労使のイニシアティブを発揮する場であり、とりわけここは電機産業の審議会ですので、そういったところは大事にしたいと思います。価格転嫁については何度も聞いています。この価格転嫁の部分は論点になりますので、できればこの専門部会で、我々が集まった意義というのをかみしめながら、そういった部分もしっかりと2回、3回と議論を進めたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

酒井部会長

いまのことについては何かありますか。

今日、業界委員が来られていないということは大きなことだと思いますが、万が一御欠席されたままで、審議が先に進まないということになりましたは話が止まりますので、今日もお話を聞いてこられたということでしたが、また使側委員の方で欠席とかありましたら、その辺は考えて来ていただきたいと思います。

それでは、労側の方からは金額提示、意見表明いただきました。

使側の方からは意見表明はいただいたのですが、金額提示は本日はいただけないということでございますので、本日はこれ以上審議を続けましても進展はないと思いますので、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思います。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いいたします。

東補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、次回は、10月14日火曜日9時から3号館1階15号会議室での開催を予定しております。その次は10月23日（木曜日）14時の予定となっております。

本日、開催の御案内を準備しております。お帰りになられて今一度ご確認をお願いいたします。

酒井部会長

それでは、次回の開催は、10月14日火曜日9時から、3号館1階15号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく、お願ひします。そのほか、何か事務局からございますか。

檀上賃金室長

ございません。

酒井部会長

今回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員及び労使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。

御協力ありがとうございました